

水源保全地域の指定区域の変更について

(環境局水資源課)

1 概要

水源保全地域については、地域森林計画（森林法第5条第1項）の対象とする森林（以下「5条森林」という。）の区域変更に伴い指定区域を見直す必要がある。

また、令和6年6月3日開催の環境審議会本会において、静岡県環境審議会条例第5条第5項に規定する「部会の決議をもって審議会の決議とする」取扱いについて「水源保全地域の指定、指定の解除及び区域の変更」を追加することが承認され、同日より施行されている。

水源保全地域の指定区域の変更を迅速に行うため、以下のとおり変更手続きのスケジュールを定めたので報告する。

2 水源保全地域の変更について

(1) 変更に必要な事務手続（水循環保全条例）

- ・地域森林計画対象森林の公開後、市町、河川管理者への意見聴取（条例第16条第2項）
- ・市町意見照会の結果を踏まえ、環境審議会水循環保全部会で審議（条例第16条第2項）
- ・区域を指定する旨を公告し、指定の案を1か月間縦覧（条例第16条第3項）
- ・水源保全地域の住民、土地所有者及び利害関係人は意見を提出可（条例第16条第4項）
- ・指定する旨及び指定する区域を公告（条例第16条第5項）

(2) 変更に関するスケジュール

時期	市町・河川管理者意見	環境審議会意見	公告縦覧・告示	地域森林計画対象森林
4月 月上旬	意見照会開始 ←			森林クラウド(*)に公開
4月 月中旬	↓			
4月 月下旬	意見照会終了	↓	↓	
5月 月上旬		諮問	公告・縦覧開始	
5月 月中旬		部会審議・答申	↓	
5月 月下旬		⋮	縦覧終了	
6月 月上旬		⋮	告示・指定	
		⋮		
9月		全体会報告		

(*)静岡県森林クラウド公開システム：令和5年12月20日より「静岡県森林情報共有システム」から移行